



3月議会 一般質問 (菅井 巖議員)

公共施設の小規模修繕上限額引上げは

建設部長「資材価格高騰で対象外になる事例も。上限額引上げなど今後検討」
3月5日に行われた鶴岡市議会一般質問で、日本共産党の菅井巖議員は、①中小企業・小規模事業者の支援対応、②生活保護制度について、取り上げました。

実態に合わせ 上限額引上げ必要



菅井 巖議員

問 市の小規模修繕修繕契約希望者登録制度では、契約予定金額の上限は50万円だ。近年の登録と取組み状況はどうか。
資材や労務単価の上昇などふまえ、実態に合わせた予定金額上限の引き上げが必要かどうか。
総務部長 現在は93事業者が登録し、実績では、発注件数が平成30年度の320件、契約総額は令和2年度の2976万円がそれぞれ最大である。それ以降は、件数・

金額ともに年々減少している。
令和6年度は127件を発注し、契約総額は1687万円である。
契約予定金額は、昨今の建設資材価格や労務費の高騰によって、比較的小規模な修繕・修繕でも50万円以内に収まらず、制度対象外となる事例もある。

発注実態や価格動向、上限額引上げによる発注状況への影響などについては、今後検討してゆく。

生活保護減額は違法 追加給付は

問 2013年8月から行われた生活保護基準の最大10%もの減額改定に、生活保護利用者が提訴した裁判「いのちのとりで裁判」は、昨年6月の最高裁で、「国の減額改定は違反」とするとした判決を出した。
違法とされた減額改定は、その差額を遡って補償するべきである。
国が補正予算で追加給付を行うが、本市で想定される対象者数や給付額、追加給付のスケジュールはどうか。
健康福祉部長 対象世帯は約1200世帯以上を見込んでおり、給付額は1世帯当たり約6万4000円、総額で約8000万円程度と見込まれている。
現在受給中の世帯には職権で給付し、受給中以外の場合は、申出書の提出により対応する。

申請が必要な人への周知は、対象期間が長期にわたり、かつ転出入や死亡等により、現住所の把握が困難なケースが多数想定されるため、国が実施する広報活動のほか、市のホームページやチラシ等での周知を図ってゆく。

問 生活保護を廃止した世帯で、当時の世帯主が亡くなっている場合での、家族からの申請は可能か。
健康福祉部長 家族で受給されていた世帯で、当時の世帯主が亡くなっている場合でも、家族からの申請は可能だ。

県立高校のあるべき未来は



▽県は今年3月に、「県立高校未来創造ビジョン」を発表。R7年度から16年度までの県立高校の基本的な方向性を示すもので、教育の重点、学校及び学科・課程の配置、魅力化・特色化等を記載しています。

▽「教育の重点」では、「特別な支援を要する生徒や不登校経験のある生徒など」を挙げ、「一人ひとりのニーズに対応するため、多様なスタイルによる教育や、教育課程の柔軟な運用」としています。▽しかし、鶴岡・田川地区では、H31年以降、鶴南山添校募集停止、鶴工定時制募集停止・鶴南通信制閉課程で庄総に昼間定時制・通信制新設。鶴南と鶴北を統合・県立

中学校新設し、致道館中学校・高校開校、等が進められました。

現在、庄農・加茂水・中央の校舎の導入が検討されています。

▽私はいずれも反対してきましたが、上記のような困難を抱える生徒の教育ニーズに応える事とは正反対のものと受け止めています。

▽県議になったばかりの頃に、当時気鋭の研究者や教員の方々12人が執筆された「新しい高校教育をつくる」という本を読みました。

「競争の教育で無く社会の主人公となる主体形成の教育」「権利としてのキャリア教育」「開かれた学校づくり」等々、多くのテーマを論じ、あとがきでは「学校とは民主主義を教える場です」としています。今後その立場で取り組んでいきます。(県議 関 徹)

